

## ◇ 新会社法、有限会社でいるメリット

**Q** : 当社は、有限会社です。来年から新会社法が施行されるそうですが、有限会社のままがいいのか株式にした方がいいのかよくわかりません。有限会社のままのメリットを教えてください。

**A** : 次のようなメリットがあります。

### 【解説】

新会社法の施行に伴い、有限会社のままがいいのか株式にした方がいいのか迷うところですが、有限会社のままのメリットがあります。

#### ① 取締役等の法定任期の不適用

株式会社の場合、取締役の任期は選任後2年以内、監査役は4年以内となっているが、有限会社には任期がないので、役員等に変更がない限り登記の必要がない。

#### ② 休眠会社のみなし解散

新会社法では、最後に登記があった日から12年を経過した会社は、一定の手続きをしないと解散したものとみなされるが、有限会社にはこの規定の適用がない。

#### ③ 公告等の適用除外

株式会社には計算書類等の公告、据置き、閲覧等が義務付けられるが、有限会社には公告等の必要がない。

#### ④ 会計監査人の設置

新会社法では、株式会社が大会社の場合、会計監査人の設置が義務付けられるが、有限会社の場合は、大会社であっても会計監査人の設置は不要である。

